

都地環発第 113 号  
令和 6 年 7 月 22 日

都留市市民活動推進委員会委員長 様

都留市長 堀内 富久

学生・地域連携による市民活動活性化について（諮問）

このことについて、都留市市民活動推進条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、諮問  
します。

諮 問 趣 旨

本市は、市民、事業者、議会、及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を  
明確にするとともに、各主体間における情報の共有、参画及び協働に関する基本的な  
事項を定めることにより市民自治を進め、豊かな市民生活を実現することを目的とし  
た自治基本条例を制定しています。

前回、都留文科大学をはじめとする学生と地域との関わり、都留市まちづくり市民  
活動支援センターと都留文科大学地域交流研究センターの 2 つのセンター連携によ  
る学生の地域活動に対する支援の強化について諮問し、学生への情報提供の強化や 2  
つのセンターを中心とした学生と市民団体とのネットワーク形成について、具体的に  
答申をいただきました。

また、これまでも、都留文科大学をはじめとする学生と地域との関わりについて、  
まちづくり事業への学生の参加・参画促進や地域における活動団体や個人と学生との  
つながり、協働のまちづくり推進会への支援等について諮問し答申をいただいております。  
しかし、近年、人口減少や高齢化が進む等、私たちを取り巻く社会は目まぐる  
しく変化しており、自治会の役員の担い手不足、協働のまちづくり推進協議会の在り  
方等、地域における課題は少なくありません。

市民活動が持続的に、連携して活動していくためには、活動の拠点である地域が元  
気でなくてはなりません。それぞれの地域の特色を再認識し、自治会、協働のまちづ  
くり推進協議会が連携して組織の強化（土台づくり）をしていくことが必要です。

学生、市民活動に取り組んでいる団体、地域が連携して活動できるよう「各地域活動の活性化及び学生や移住者の参加促進の強化」について、下記の検討項目を掲げ、諮問を行うものであります。

(1) 地域コミュニティセンターの活用について

令和6年4月から、地域活動の活性化及び安全・安心なまちづくりの推進を図るため、コミュニティセンター事業をまちづくり事業の主管課である地域環境課に移管しました。

今後は、地域のコミュニティセンターとして、市民活動と連携しながら地域の活性化につなげていく必要があります。コミュニティセンターの活用について、具体的な活用方法について意見を求めます。

(2) まちづくりへの学生・移住者の参加促進について

人口減少や高齢化が進み、自治会の活動が難しくなっている中、地域コミュニティの維持においては、市内7地区にある地域協働のまちづくり推進会の方々による理解と協力、本市に移住してきた方々や学生の参加や協力が不可欠です。

活動を持続していく上で、今まで行ってきたそれぞれの地域活動の特色を生かし、地域活性化のため、学生や移住者が参加しやすい活動の場を提供し、地域活動の活性化を図るための施策について意見を求めます。